

(表)

第 号

身 分 証 明 書

住 所

姓 名

職 名

年 令

上記の者は、河川法第 条の規定により、他人の占有する土地に立ち入ることができる者であることを証する。

発 行 年 月 日

有 効 期 限

任 命 (委 任) 権 者

印

(裏)

河川法抜すい

(調査、工事等のための立入り等)

第 89 条 国土交通大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域、河川予定地、河川保全立体区域若しくは河川予定立体区域の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行うためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 第 1 項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第 1 項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

備考

「第 条」の箇所には、根拠条文を記載すること。